

防災安全対策特別委員会 案件一覧

(令和7年4月16日開催分)

○所管事務報告 4件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者(所管課長名等)
総務部	1	民間企業との災害時協力協定の締結について	1	長谷川 防災計画担当課長
	2	矢口消防署の建て替えについて	2	石塚 防災支援担当課長
	3	令和7年度 大田区防災関係事業スケジュール	3	
まちづくり推進部	4	耐震化助成事業に係る取組みについて	1	須貝 まちづくり推進部副参事 (耐震改修担当)

防災安全対策特別委員会
令和 7 年 4 月 16 日
総務部 資料 1 番
所管 防災危機管理課

民間企業との災害時協力協定の締結について

総務部防災危機管理課と、以下の民間企業との間で、災害時協力協定を締結したことを報告する。

1 東日本電信電話株式会社東京南支店

(1) 概要

災害時において、通信障害復旧の連携等に関して必要な事項を定めることを主な目的とし、災害時協力協定を令和 7 年 3 月 25 日に締結した。

(2) 協定の内容

- ア 衛星、無線機器、非常用可搬型加入者線収容装置を利用した電話サービス
- イ 応急復旧光ケーブルによる通信環境
- ウ 無線装置による Wi-Fi でのインターネット環境
- エ 特設公衆電話

(3) 相手方団体の所在地

東京都中央区銀座八丁目 2 番 7 号

2 株式会社アクティオ

(1) 概要

災害時において、道路啓開等に必要な資機材の確保を目的とし、災害時協力協定を令和 7 年 3 月 25 日に締結した。

(2) 協定の内容

- ア 資機材の貸与
- イ 資機材の運搬

(3) 相手方団体の所在地

東京都中央区日本橋三丁目 12 番 2 号

矢口消防署の建て替えについて

東京消防庁矢口消防署は、庁舎の老朽化に伴い、東京都が策定する第三次主要施設10年維持更新計画に組み入れ、現地での建て替えを計画していたが、仮庁舎用地調達に苦慮し、令和6年3月に大田区に対し仮庁舎用地の借用依頼があった。

大田区では、当該施設が「地域防災力の向上」、「区民の安全・安心」に寄与するため、仮庁舎用地の協力を決定し、その旨を東京消防庁に回答した。

今般、令和7年東京都議会第1回定例会において、令和7年度予算が議決し、矢口消防署の建て替えについての目途が立ったことから下記のとおり報告する。

記

1 矢口消防署の概要

- (1) 所在 大田区多摩川二丁目5番20号
- (2) 敷地面積 1539.40 m²
- (3) 築年数等 昭和48年(築52年)

2 仮庁舎用地の所在及び敷地面積

- (1) 所在 大田区新蒲田一丁目18番22号
- (2) 敷地面積 1790.36 m²

3 庁舎建設スケジュール

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
動き	土地調査・設計		仮庁舎建築	現庁舎解体等	新庁舎建設工事			仮庁舎解体
運用	現庁舎運用			仮庁舎運用				新庁舎運用

※スケジュールは現時点でのものであり、今後変更となる可能性があります。

防災安全対策特別委員会 令和7年4月16日
総務部 資料3番
所管 防災危機管理課

令和7年度 大田区防災関係事業スケジュール

※令和7年4月1日現在

日 程	事 業 名 (時 間・会 場)
4月 19日 (土)	田園調布消防少年団 卒入団式 (午前・嶺町集会室)
4月 20日 (日)	矢口消防少年団 卒入団式 (午前・カムカム新蒲田)
4月 20日 (日)	蒲田消防少年団 卒入団式 (午前・蒲田消防署)
4月 20日 (日)	大森消防少年団 卒入団式 (午後・スマイル大森)
4月 27日 (日)	子どもガーデンパーティー (午前、午後・区内11会場)
5月 18日 (日)	令和7年度大田区・第二消防方面合同水防訓練 (午前・田園調布四丁目46、47地先)
6月 1日 (日)	田園調布消防団消防操法大会 (午前・多摩川清掃工場)
6月 8日 (日)	大森消防団消防操法大会 (午前・大田市場)
6月 15日 (日)	蒲田消防団消防操法大会 (午前・東糞谷防災公園)
6月 29日 (日)	矢口消防団消防操法大会 (午前・キャノン株式会社)
6月下旬～1月中旬	おおた防災セミナー (スマイル大森、大田区民プラザほか)
7月～3月	おおた防災セミナー出前講座
7月26日 (土)～7月27日 (日)	防災アトラクション (午前、午後・カムカム新蒲田)
8月30日 (土)～9月5日 (金)	防災週間フェア

日 程	事 業 名 (時 間・会 場)
9月 20日 (土)	市民消火隊等合同訓練 (蒲田消防署管内東側エリア) (午前・東糀谷防災公園)
9月 30日 (火)	地域安全大田区民のつどい (午後・大田区民ホールアブリコ)
10月 18日 (土)	東京都消防操法大会 (午前・午後・消防学校)
10月 26日 (日)	市民消火隊等合同訓練 (大森消防署管内西側エリア) (午前・大田区立山王小学校)
11月 9日 (日)	大田区内消防団合同点検 (午前・平和の森公園)
11月 16日 (日)	大田区総合防災訓練 (糀谷地区) (午前・会場調整中)
11月 23日 (日)	市民消火隊等合同訓練 (田園調布消防署管内) (午前・多摩川清掃工場)
12月中 (予定)	特殊詐欺・消費者被害撲滅のつどい (調整中・スマイル大森 (予定))
12月 14日 (日)	市民消火隊等合同訓練 (矢口消防署管内) (午前・富士通ソリューションスクエア)
1月 11日 (日)	蒲田消防団始式 (午前・蒲田消防署体育館)
1月 18日 (日)	田園調布消防団始式 (午前・田園調布小学校)
1月 18日 (日)	大森消防団始式 (午前・スマイル大森)
1月15日 (木) ~ 1月21日 (水)	防災とボランティア週間フェア
1月 25日 (日)	矢口消防団始式 (午前・カムカム新蒲田)
2月 28日 (土)	防災市民組織等感謝状贈呈式 (午後・カムカム新蒲田 (予定))
3月 8日 (日)	大田区総合防災訓練 (蒲田東地区) (午前・新宿小学校)

耐震化助成事業に係る取組みについて

区では大地震による建物の倒壊から区民の生命や財産を守るため、耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事・除却工事費用の一部助成のほか、専門家派遣による耐震支援など、耐震化に向けて幅広くかつ、切れ目のないアプローチで区内建築物の耐震化を図ってきた。

令和7年度はこれまでの各種耐震化助成制度とともに、新耐震基準木造住宅の耐震改修設計及び工事費用の一部助成を開始するなど、耐震化助成事業の拡充等含めた制度改正を行う。

引き続き、倒れないまちの実現へ向け、区内建築物の更なる耐震化を推進する。

1 主な改正点

① 新耐震基準木造住宅の耐震改修設計及び工事費用の一部助成開始

昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前に新築工事に着工した区内木造住宅（2階建て以下かつ在来軸組工法）を対象とし、令和6年度に開始した耐震診断助成に加え、耐震改修設計及び工事費用の一部を助成する制度を開始する。

② 障がい者等居住木造住宅加算助成（耐震改修工事）

地震発生時に速やかに避難することが困難な障がい等がある方の居住する木造住宅の耐震改修工事を行う場合、耐震改修工事助成額150万円（上限額）に最大150万円（上限額）を加算し助成する。

③ 木造住宅耐震改修工事における拡幅未整備分の助成終了（令和7年度末）

幅員4m未満の道路に接道している住宅のうち、拡幅未整備の木造住宅への耐震改修工事助成は75万円を限度として助成を実施してきた。今般、災害時避難路確保の重要性等を鑑み、令和7年度末をもって助成を終了する。

※①から③助成額（詳細は、別紙「大田区木造住宅耐震化助成事業のご案内」参照）

【耐震改修設計】 実際にかかった費用の2/3（助成限度額15万円）

【耐震改修工事】 以下表のとおり

接道状況	助成割合	助成限度額	
		改修工事	障がい者等加算分
前面道路が4m以上	改修工事に要する費用*の2/3	150万円	150万円
前面道路が既に拡幅済み			
前面道路が4m未満のため道路拡幅(敷地後退)する			
前面道路が4m未満だが道路拡幅(敷地後退)しない(旧耐震基準のみ該当)	要する費用*の1/3	75万円 (令和8年3月末助成終了予定)	

※要する費用の算出方法：次の①、②のうちいずれか低い金額
 ①実際にかかった耐震改修・除却工事費用 ②単価(34,100円/㎡)×延床面積

④ 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成期限の1年延長（工事・除却）

令和7年度末事業終了としていた特定緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震化助成について、国の補助要綱の改正を受け1年間延長し、令和8年度末を事業終了期限とする（事業着手期限は令和7年度末）。

2 施行日

令和7年4月1日

3 その他

その他、耐震改修助成に関する改正内容については、適宜区報・区ホームページ等を活用し発信していく。

【旧耐震基準】昭和56年5月31日以前 又は
 【新耐震基準】昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前
 に新築工事に着工した大田区内の木造住宅の所有者・管理者様へ

大田区木造住宅 耐震化助成事業のご案内

**地震に備えて建築物を耐震化
しておくことが重要です！**

建物の耐震化を進めることで
地震の被害が大きく変わります。

近年、日本各地で地震が
頻発しています。

大地震発生前に

ご自宅の耐震化を実施し、
大切な生命と財産を守りましょう。



令和7年度 新規開始助成事業



【新耐震基準】耐震改修設計・工事費用助成

令和6年度から開始した新耐震基準で建てられた耐震性に課題のある木造住宅の耐震診断助成に続き、耐震改修設計及び工事費用の一部を助成します。

【旧・新耐震基準】障がい者等加算助成（耐震改修工事）

地震発生時に速やかに避難することが困難な障がい等がある方の居住する木造住宅の耐震改修工事を行う場合、耐震改修工事助成額150万円（上限額）に最大150万円（上限額）を加算し、助成します。

【助成対象】 以下アからエのいずれかに該当する方の居住する区内の住宅

- ア 身体障害者手帳をお持ちの方
- イ 愛の手帳をお持ちの方
- ウ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- エ 介護保険の要介護・要支援認定を受けている方

※ 助成申請ができる方は住宅の所有者となります。詳細は裏面をご確認いただき、防災まちづくり課へお問い合わせください。

詳細は、【裏面】耐震化ステップ・費用等 をご覧ください。



【旧・新耐震基準】木造住宅耐震化助成事業

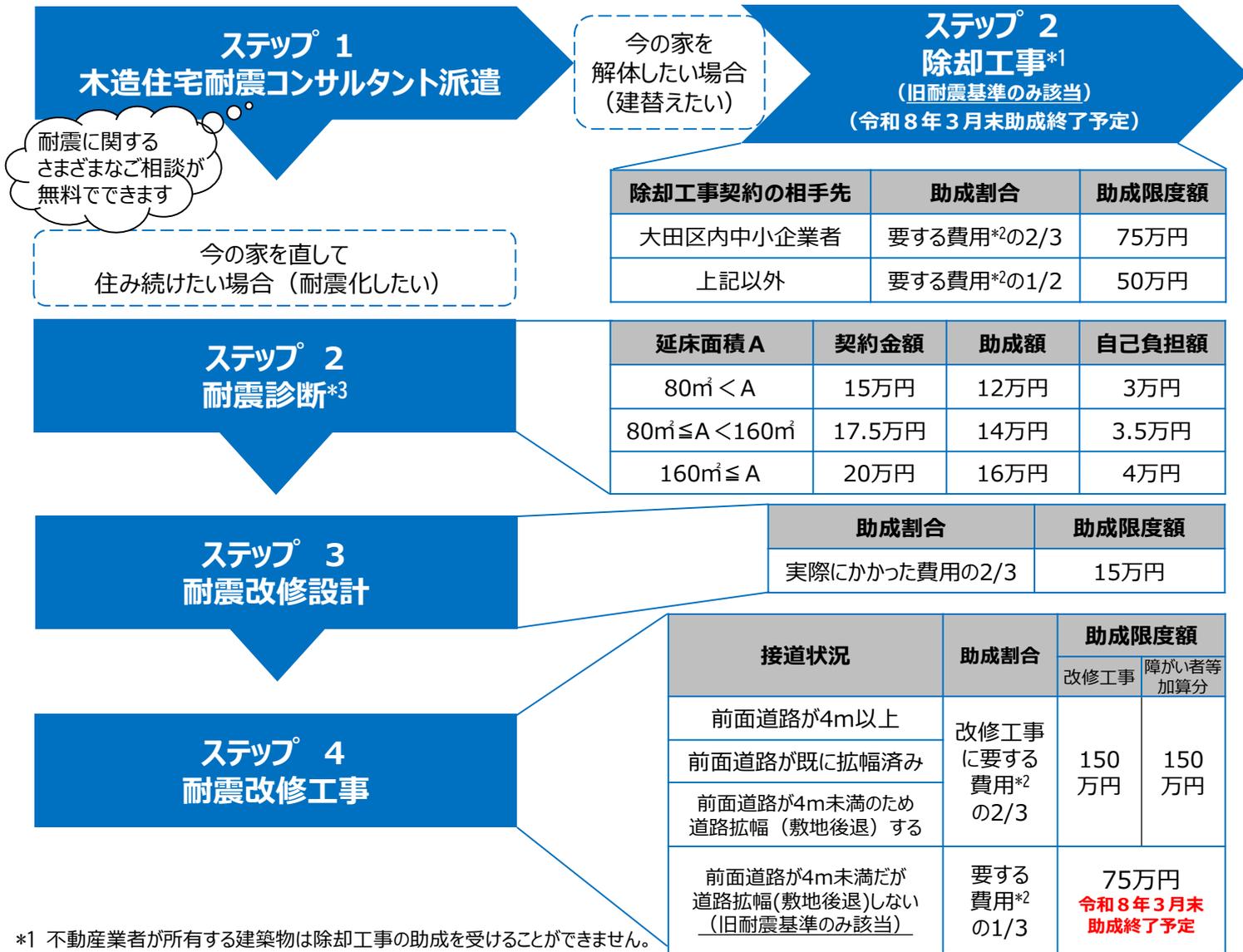


【助成対象建築物】平成12年5月31日以前に新築工事に着工した木造の住宅

ただし、次の(1)～(5)のいずれかに該当する建築物は助成を受けることができません。

- (1) 木造と鉄骨の混構造など耐震診断方法のない構造の建築物
- (2) 木造3階建て以上の建築物
- (3) これまでに耐震化助成を受けた建築物
- (4) 不動産業者が売買を目的に所有する建築物
- (5) 在来軸組工法以外の住宅（新耐震基準のみ該当）

【耐震化ステップ・費用】耐震化は以下のステップで行います



*1 不動産業者が所有する建築物は除却工事の助成を受けることができません。

*2 要する費用の算出方法：次の①、②のうちいずれか低い金額 ①実際にかった耐震改修・除却工事費用 ②単価(34,100円/㎡)×延床面積

*3 耐震診断の助成額は大田区の木造診断士で行った場合です。大田区の木造診断士以外の助成もありますのでお問い合わせください。

その他 耐震化関連助成事業

【耐震シェルター等設置助成事業】

耐震改修工事・除却工事が難しい高齢者等が対象

※令和7年度から新耐震基準木造住宅も対象となりました

詳細はこちら



【ブロック塀等改修工事助成事業】

区内通学路沿い等に面する危険なブロック塀等の撤去と、その後フェンス等を新設する工事費用の一部助成

詳細はこちら



各種助成申請にはこのチラシでお示した内容のほか、様々な条件がございます。また、各種助成金を活用する場合、対象工事等にかかる**契約前の申請**が必要です。耐震化をお考えの方は**事前にご相談**ください。

大田区 まちづくり推進部 防災まちづくり課 耐震改修担当

☎ 03-5744-1349（直通） FAX 03-5744-1526